

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付要綱

令和4年5月30日

告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市（以下「本市」という。）のふるさと納税制度の充実及び地域資源の魅力を再発見及びPRを促進し、商工振興及び生産性の向上を目的に研究開発等に取り組む事業者に対し交付する美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金（以下「補助金」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者をいう。

- (1) 別表第1に掲げる事業者
- (2) PL（生産物賠償責任）保険又はPL保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること。
- (3) 市内に店舗等を有する事業者で、かつ、補助金の交付後も事業を継続する意思があること。
- (4) 前年度までの市税の滞納がないこと。ただし、納税について分納計画中であるものは滞納がないものとみなす。
- (5) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体等による同様の助成金の交付を受けていないこと。
- (7) この告示に基づく補助金の交付を同一事業年度内に受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業（既存製品又はサービスの改良を含む。）
- (2) ふるさと納税返礼品の情報発信強化及び普及促進に係る事業
- (3) 市内で産出された地域資源を主として活用するための産品を開発する事業（既存製品又はサービスの改良を含む。）
- (4) 市内で産出された地域資源を主として活用するための産品の情報発信強化及び普及促進に係る事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者がこの要綱の施行日から申請する年度末までの間に行う補助対象事業に係る経費のうち、別表第2に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、30パーセントを超える人件費、食料費及び市長が補助対象経費とすることが適当でないとするものについては、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 事業実施計画書(別記様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 同意書(別記様式第4号)
- (4) 誓約書(別記様式第5号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を適正に審査し、適当と認めるときは、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、次に定めるところによるものとする。

- (1) 第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金変更交付申請書(別記様式第7号)に同条第1号及び第2号に掲げる必要書類を添付し、市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第8号)により市長の承認を受けること。

2 前項第1号の軽微な変更とは、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付申請時の交付申請額に変更が無い変更をいう。

3 第1項の規定による承認については、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第9号）又は美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業中止（廃止）承認通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第9条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、必要と認めるときは、交付決定者に対して概算払により補助金を交付できるものとする。

2 交付決定者は、前項の概算払により補助金の請求をしようとするときは、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金概算払請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業実績報告書（別記様式第12号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（別記様式第13号）
- (2) 補助対象事業の経過及び成果を証する書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金確定通知書（別記様式第14号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第12条 第9条第2項の規定により概算払の請求をした交付決定者は、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金概算払精算報告書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第13条 第11条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金請求書（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第17号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者に美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金返還通知書（別記様式第18号）により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第18条 交付決定者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(関係書類の提出)

第19条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは速やかに応じなければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、令和4年5月30日から施行する。

附 則（令和6年告示第39号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業者

中小企業基本法第2条第1項の中小企業者及び同法第2条第5項の小規模企業者
事業性のある特定非営利活動団体
中小企業支援法による団体
特別の法律によって設立された組合又はその連合会

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

区分	補助対象経費の内容
人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費 ただし、本事業にかかる補助対象経費の30パーセント以内とする
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付にかかる送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工品費
手数料	各種認可の取得費、成分分析、検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費
賃借料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

美祢市長 様

申請者
 住所（所在地）
 事業者名称
 代表者職氏名

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付申請書

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金の交付を受けたいので、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の名称 (実施内容がわかる事業名称)				
事業に要する経費 (税込)		円		
補助対象経費 (税抜) (①)		円		
補助金交付申請額 (① × 3/4 (千円未満切捨))		円		
担当者	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E - MAIL			

(添付書類)

- (1) 事業実施計画書 (別記様式第 2 号)
- (2) 事業収支予算書 (別記様式第 3 号)
- (3) 同意書 (別記様式第 4 号)
- (4) 誓約書 (別記様式第 5 号)

事業実施計画書

1 申請者の概要

法人名または屋号	
代表者名	
所在地	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
設立年月日	
主たる業種 (日本標準産業分類による)	
従業員数 (申請日時点)	常勤 人 非常勤 人

2 事業概要

--

3 事業スケジュール案

日程	事業内容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

別記様式第3号（第6条関係）

事業収支予算書

経費区分	事業に要する経費 【見積金額】（税込）	補助対象経費 （税抜）	備 考
人件費	円	円	円/日 × 人 × 日 給与の場合、給与がわかる明細から算出すること。 個人事業主の場合、前年度の確定申告書から算出すること。
謝礼	円	円	
交通費	円	円	
消耗品費	円	円	
印刷費	円	円	
運搬費	円	円	
委託料	円	円	
手数料	円	円	
原材料費	円	円	
賃借料	円	円	
機材購入費	円	円	
その他	円	円	
合 計	円	円	

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。

別記様式第4号（第6条関係）

同意書

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金の交付を申請するにあたり、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付要綱第2条に定める補助対象者の資格要件の確認のため、納税状況の必要な個人情報の確認を行うことに同意します。

年 月 日

美祢市長 様

住所（所在地）

事業者名称

代表者職氏名

誓約書

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金の交付を申請するにあたり、美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付要綱第2条に定める補助対象者の資格要件にかかり、下記事項について誓約します。また、事実と異なった場合、交付決定の取り消しや補助金の返還に応じます。

記

- 1 PL（生産物賠償責任）保険またはPL保険と同程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入しています。
- 2 わたくし又は同居する親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 国、県その他の機関から同じ補助対象経費に対する補助金の交付は受けていません。

年 月 日

美祢市長 様

住所（所在地）

事業者名称

代表者職氏名

指 令 商 第 号
年 月 日

様

美祢市長

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金について、
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 交付決定内容

補助金交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の内容及び経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (4) 事業完了後、速やかに実績報告書を市長に提出すること。

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 指令商第 号で交付決定通知のあった美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 変更後の補助金申請額

金 円

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更事業計画書（変更前後の補助事業の内容が分かるように記載すること。）
- (2) 変更収支予算書（変更前後の補助事業の内容が分かるように記載すること。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 指令商第 号で交付決定通知のあった美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業について、中止（廃止）したいので申請します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 中止（廃止）の理由

様

美祢市長

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業について、下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更の理由 | | |

補助金交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の内容及び経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (4) 事業完了後、速やかに実績報告書を市長に提出すること。

第 号
年 月 日

様

美祢市長

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業について、中止（廃止）承認したので通知します。

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 指令商第 号で（変更）交付決定通知のあった美祢ふるさと産品研究開発支援補助金について、下記のとおり概算払により交付くださるよう請求します。

記

1 概算払請求金額

金 円

2 振込先

金融機関名			
本・支店名等			
口座番号		種別	普通・当座
フリガナ 口座名義			

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業実績報告書

年 月 日付け 指令商第 号で（変更）交付決定通知のあった美祢ふるさと産品研究開発支援補助金について、下記のとおり事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金（変更）交付決定額

金 円

2 補助金実績額

金 円

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類等

- (1) 事業収支決算書（別記様式第13号）
- (2) 補助対象事業の経過及び成果を証する書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

事業収支決算書

経費区分	事業に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	最終支払日	備 考
人件費	円	円		
謝礼	円	円		
交通費	円	円		
消耗品費	円	円		
印刷費	円	円		
運搬費	円	円		
委託料	円	円		
手数料	円	円		
原材料費	円	円		
賃借料	円	円		
機材購入費	円	円		
その他	円	円		
合 計	円	円		

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。

様

美祢市長

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金について、内容を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 円

交付決定額	確定額 (A)	交付済額 (B)	未交付額 (A - B)	備考
円	円	円	円	

2 是正措置の有無（特に指示する事項）

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金概算払精算報告書

年 月 日付け 指令商第 号で交付決定通知のありました美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金について、下記のとおり概算払精算しましたのでご報告します。

記

1 補助金（変更）交付決定額

金 円

2 補助金概算払額

金 円

3 補助金実績額

金 円

4 補助事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類等

- (1) 事業収支決算書（別記様式第13号）
- (2) 補助対象事業の経過及び成果の証する書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所（所在地）
事業者名称
代表者職氏名

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金について、下記のとおり交付くださるよう請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込先

金融機関名			
本・支店名等			
口座番号		種別	普通・当座
フリガナ 口座名義			

様

美祢市長

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令商第 号で交付決定通知のありました美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金について、下記のとおり交付決定を取消します。

記

1 取消理由

様

美祢市長

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金返還通知書

年 月 日付け 指令商第 号で交付決定通知のありました美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金について、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法 別紙返還通知書による

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	美祢市ふるさと産品 研究開発支援補助金
交付決定通知	年 月 日	日付け通知	指令商第 号
補助金交付決定額	円		
確定通知	年 月 日	日付け通知	第 号
補助金の既交付額	年 月 日	交付	円 (概算払)
	年 月 日	交付	円 (精算払)
	計		円
返還事由			